

乳等省令と厚生省告示第 370 号の改正案について



厚生労働省の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具容器包装・乳肉水産食品合同部会（平成 21 年 8 月 19 日開催）において、乳及び乳製品の成分規格に関する省令（乳等省令）及び厚生省告示第 370 号の改正案について検討が行われました。

改正案の概要は、以下の通りです。

1. 乳製品の容器包装等の規格基準の告示第 370 号への移行
 - ①発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の容器包装及び原材料について、告示第 370 号の適用と、清涼飲料水規格基準に準じた用途別規格の新設
 - ②クリーム等の容器包装及び原材料について、告示第 370 号の適用
2. 乳の販売用容器包装に用いる合成樹脂等の追加
 - ①内容物に接触しない部分に使用可能な合成樹脂として告示第 370 号個別規格適合品の追加
 - ②合成樹脂加工アルミ箔容器包装の追加
3. 調製粉乳の販売用の容器包装に用いる合成樹脂の見直し
 - ①内容物に接触する部分に使用する合成樹脂の添加剤の取扱いを乳の容器包装との整合化
 - ②金属缶又は組合せ容器包装開口部の密封に使用し、内容物に接触しない部分に使用する合成樹脂の材質制限の撤廃
4. 乳等省令における試験規格の整備
 - ①精度の高い又は有害試薬等を用いない試験方法の採用
 - ②試験法、試薬、試液等の整備と告示第 370 号の引用

当社は、厚生省告示第 370 号における器具及び容器包装規格基準及びおもちゃの規格基準に準じた検査に対応しております。ご不明な点は、お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2009 年 9 月 25 日 厚生労働省 HP

品質検査箇所 加藤吉紀